

御殿場市工場立地法に基づく準則条例

平成25年6月19日公布

御殿場市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法令において使用する用語の例による。

(区域の設定並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項に規定する区域の範囲並びに区域の区分ごとの緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第2種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の10以上	100分の15以上
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域	100分の15以上	100分の20以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、第2種区域、第3種区域及び第4種区域(以下「対象区域」という。)にあっては、前条で定める緑地面積率の下限値を乗じて得た面積の、対象区域以

外の区域（以下「その他の区域」という。）にあっては敷地面積に法準則第2条に定める緑地面積率の下限値を乗じて得た面積の、それぞれ敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第5条 特定工場の敷地が第3条の区域又はその他の区域のうち2以上の区域にわたる場合であって、第2種区域、第3種区域若しくは第4種区域に立地する部分の面積の敷地面積に対する割合が最も大きいとき又は第2種区域、第3種区域若しくは第4種区域に立地する部分の面積の敷地面積に対する割合の合計が2分の1以上であるときは、敷地面積に対する割合の最も大きい区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域に立地する部分の面積の敷地面積に対する割合が2分の1を超えるときは、同表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

2 前項において、第2種区域、第3種区域又は第4種区域に立地する部分の面積の敷地面積に対する割合が同じであるとき（第3条に規定する区域以外の区域に立地する部分の面積の敷地面積に対する割合が2分の1を超えるときを除く。）は、第2種区域又は第3種区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用する。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第3条に規定する区域内に立地する昭和49年6月28日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する算定方式により行うものとする。

附則別表（附則第2項関係）

1 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が立地する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域及び第3種区域	$G = (P/S)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/S)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。	$E = (P/S)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/S)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。
第4種区域	$G = (P/S)(0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/S)(0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。	$E = (P/S)(0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/S)(0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。

2 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が立地する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域及び第3種区域	$G = \sum_{j=1}^n (P_j/S_j)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/S_j)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。	$E = \sum_{j=1}^n (P_j/S_j)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/S_j)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。
第4種区域	$G = \sum_{j=1}^n (P_j/S_j)(0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/S_j)(0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。	$E = \sum_{j=1}^n (P_j/S_j)(0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/S_j)(0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。

3 前2項の表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種について同表の下欄に掲げる割合

G<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G<sub>1</sub> 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E 当該施設の変更に伴い設置する環境施設的面積

E<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P<sub>j</sub> 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合